

☆医療ケア児の支援を強化 在宅の環境づくり取り組む 栃木県 2018年度方針

下野新聞 1月18日 朝刊

<http://www.shimotsuke.co.jp/category/journal/prefectural/news/20180118/2939178>

＞ 県は17日までに、たんの吸引など医療的ケアが必要な障害児と家族を支援するため、2018年度一般会計当初予算案に医療的ケア児支援事業費約1400万円を盛り込む方針を固めた。在宅で安心して暮らし続けられる環境づくりのため、支援する入所施設への設備導入費助成や、ケアを担う人材の育成などに取り組む。

医療的ケアには、胃や鼻から直接栄養を取り込む経管栄養の管理や、呼吸を確保するためのたん吸引などがある。これらのケアを担えるのは医師や看護師、研修を受けた介護職員、家族に限られる。在宅で医療的ケアが必要な児童を介護する家族の負担は大きく、入所などで一時的に介護の負担から解放する「レスパイトケア」の必要性は高まっている。一方、医療型障害児入所施設は県内で5カ所にとどまっており、県東部や北西部にはない。県内では、17年3月時点で医療的ケアが必要な児童が計361人おり、医療的ケアを担う事業所の増加や地域の偏在解消が課題となっている。

新事業では、最大1カ月の短期入所を担う事業所に対して設備導入費を助成する。たんの吸引に使用する機器や、体位を変えやすい介護用ベッドなどが対象設備として想定される。

…などと伝えています。

*医療的ケア児が暮らしやすい地域へ 栃木県が支援策

朝日新聞デジタル 2018年1月18日

https://digital.asahi.com/articles/ASL1L4STDL1LUBQU00F.html?iref=com_apitop

＞ 日常的に人工呼吸器を使ったり、たんの吸引が必要だったりする「医療的ケア児」とその家族を支援するため、栃木県は新年度、地域で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組む。医療的ケア児に必要な設備の購入費などを助成することで短期入所できる施設を増やし、ケアができる人材も育成。家族の負担軽減につなげる。

新生児集中治療室（NICU）で重い病気の新生児の命を救えるようになるなど医療が進歩する中で、医療的ケア児は増加している。県内には361人（昨年3月まとめ）いて、自宅で24時間ケアをする家族も多い。「レスパイト」（一時休息）の大切さが指摘されている。

家族が病気になった際などに医療的ケア児を短期間預けられる施設を増やそうと、県は新年度から福祉サービス事業所が医療的ケア児に必要な機材を購入したり、借りたりする際に費用を助成する。また、医療的ケア児に対応できる人材の養成研修を開き、適切な支援につなげる「コーディネーター」の育成も始める。県によると現在、県内には医療的ケア児が短期入所できる施設は5カ所ある。数をさらに増やすため、ほかの施設が新たに医療的ケア児に必要な機材を導入したり、職員が対応できる知識や技能を学んだりすることを支援する。県障害福祉課の担当者は「24時間在宅でケアをし、家族が疲れ切っている現状もある。体調が優れないときや、冠婚葬祭で外出するときに安心して預けられる施設を充実させていきたい」と話す。

…などと伝えています。

☆医療的ケア必要な子ども支援へ たん吸引などで京都府

京都新聞 2018年01月14日

<http://www.kyoto-np.co.jp/top/article/20180114000018>

＞ たん吸引や胃ろうなどの「医療的ケア」が必要な子どもがいる家族の介護負担を軽減するため、京都府は2018年度、空き病床を利用して短期入所（ショートステイ）を行う医療機関向けの補助制度を創設する。医療的ケアが可能なショートステイの提供施設は府内で7カ所しかないため、補助により施設数を増やし、医療的ケア児と家族を地域で支える環境を整える。

府によると、都道府県が医療的ケア児の家族を独自に支援する取り組みは例がないという。

厚生労働省の調査では、19歳以下の医療的ケア児は医療技術の進歩に伴い年々増えている。

2015年は全国で1万7千人と、05年と比べて1・8倍になった。人工呼吸器やたん吸引などで24時間注意を要するため、家族の負担は大きい。さらにたん吸引などができるのは、家族のほかは看護師や研修を受けたヘルパーらに限られ、慣れない看護師らの中には敬遠する人もいるという。

府によると、医療的ケアが可能なショートステイは7カ所だが、実際に稼働しているのは5カ所しかない。わずかな空き病床を活用している施設も多く、ニーズが高い休日は満床で利用できないことが多い。

府が創設する補助制度は、24時間体制で医療的ケア児を世話するヘルパーらの人件費を対象にする。金額などは検討中だが、入院に伴う診療報酬と大差がない条件にすることで、医療機関にショートステイの取り組みを促す。主に福祉施設に勤める看護師やヘルパーらを対象にした研修会も初めて開催する。医療的ケアの実情と必要性を知ってもらうことで、福祉施設での医療的ケア児の受け入れにつなげる。

…などと伝えています。

☆成長願う家族、重い負担 医療的ケア必要な3歳女兒

京都新聞 2018年01月14日

<http://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20180114000021>

＞ 3歳の少女はトランポリンの上で、元気よく何度も跳ねた。その首元から、細く長い管が伸びている。絶えず酸素を送り込んでくれる、彼女の命綱だ。

権未奈ちゃん（3）＝京都市伏見区＝は2014年10月、肺に重い疾患を抱えて生まれた。生後2週間は生死の境をさまよい、京都市内の病院のNICU（新生児集中治療室）に1年1カ月もいた。

退院後も、家族には気が休まらない日々が続いた。夜間は父親の哲さん（42）が長女の要奈さん（6）と次女の愛奈ちゃん（5）を寝かしつけ、母親の万祐子さん（32）が未奈ちゃんの世話をした。

未奈ちゃんは肺機能が弱く、酸素濃縮器を常に使用し、夜間は人工呼吸器も欠かせない。万祐子さんは、未奈ちゃんの就寝中人工呼吸器を着け直したり、せき込むたびにたんを吸引したりする必要があり、退院後は細切れの睡眠が続いた。昼間も目が離せず、訪問看護師や夫妻の両親の日常的な支援がなければ外出もままならな

い。

それでも未奈ちゃんが成長するにつれ、昼間は人工呼吸器の使用時間が減り、3～4時間の外出も可能になった。昨夏から歩き始め、トランポリンや三輪車もお手の物だ。姉2人とはしゃぐ姿は、ごく普通の3歳児に見える。

だが、未奈ちゃんの成長は両親に新たな悩みを与えた。両親は4月から未奈ちゃんを姉と同じ幼稚園に入れたと考えているが、看護師がいないため医療的ケアができず、通園には親が付き添わないといけない。万祐子さんは「子どもの成長には親と離れて社会で生活することが必要」との思いから、将来は普通の小学校に通わせたいと考えているが、今のままでは難しいかもしれない。

インターネット上には「障害者は特別支援学校に行くのが当たり前」「普通の学校に行かせたいと願うのは親の勝手」と心ない言葉が並ぶが、元気に生活している娘の姿を見るたびに思う。「社会に助けをもらっただけじゃなく、社会に貢献できる子になってほしい。未奈ちゃんにはそういう可能性を感じるんです」
…などと伝えています。

*医療的ケア児急増、制度追いつかず 支える仕組み必要

京都新聞 2018年01月14日

<http://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20180114000064>

> 出生時の病気や障害でかつては亡くなっていた新生児が、医療技術の進歩によって救われるケースが広がったことで、医療的ケア児が増えている。だが、障害者福祉制度は実態に追いついていない。必要なケアがあれば、外で活動できたり自宅で暮らせたりできる子どもらが不自由を強いられている。

重度の心身障害がある子どもは、デイサービスなどの障害福祉サービスを受けられる。だが、医療的ケアに特化したサービスは事業所への報酬が少ない上、看護師が配置されておらずリスクが高いとして、受け入れを拒否する事業所が多い。

保育園や幼稚園、学校の受け入れ体制も不十分だ。2016年度に保育園に入った医療的ケア児は全国で337人（滋賀18人、京都10人）しかいない。小中学校だけでなく、特別支援学校でも保護者の付き添いを求めるケースは多い。いずれも看護師ら医療的ケアに可能な人員の配置が進んでいないことが要因だ。

医療的ケア児の生活を支える訪問看護の供給不足も課題だ。医療的ケア児を看護している京都市伏見区の訪問看護ステーション「あおぞら京都」の松井裕美子所長は、「お年寄りと比べ、子どもは体調が急変しやすく、ケアにも時間がかかる」と説明する。高齢者と比べて看護師1人が担当できる利用者数が少ないため、収益は減る。医療的ケア児を引き受ける訪問看護ステーションは限られ、あおぞら京都の場合、往復2時間かけて遠方まで訪問することも珍しくないという。

国は16年に児童福祉法と障害者総合支援法を改正し、医療・福祉分野と連携して医療的ケア児を支援する努力義務を自治体に課した。さらに厚生労働省は18年度から、医療的ケア児に特化して訪問看護や障害福祉サービスの報酬を加算する方針を示している。

こうした動きを踏まえ、自治体や関係機関は、制度のはざままで苦しんでいる医療的ケア児と家

族を支える仕組みづくりを進めるのが急務だ。
…などと伝えています。

△△関連情報……

☆厚労省

「平成 29 年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議」 2017 年 10 月 16 日開催
福祉・介護 障害児支援施策

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

1 1 平成 29 年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

*資料 1 : 行政説明資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181001.html>

(1) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000180993.pdf>

(2) 厚生労働省医政局地域医療計画課

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000180994.pdf>

(3) 厚生労働省子ども家庭局保育課、厚生労働省子ども家庭局母子保健課

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000180996.pdf>

(4) 厚生労働省健康局難病対策課

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000180998.pdf>

(5) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000180999.pdf>

*資料 2 : 自治体モデル事業取組発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181011.html>

(1) 千葉県市川市 (2) 三重県 (3) 東京都町田市

*資料 3 : 関係団体発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181024.html>

*資料 4 : グループディスカッション資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181034.html>

*参考資料 : 事前提出資料「取組報告」シート

・事前提出資料「取組報告」シート

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000181026.pdf>

<各都道府県、政令指定都市の基礎情報が掲載>

…などが掲載されています